

訪問介護特定行為補助事業

<現状と課題>

- 今後、高齢者の増加が続くことが見込まれている中、医療的なケアを必要とする高齢者が安心して在宅生活を継続できるようにするためには、訪問介護で特定行為（たんの吸引、経管栄養）を提供する体制を充実させる必要がある。
- 所定の研修を受けた介護福祉士等は医師の指示等の一定の条件のもとで、たんの吸引、経管栄養の行為を行うことができるとされているが、介護保険の報酬において特定行為を実施した場合の加算が設定されていないため、実施に向けたインセンティブが働きにくい状況にある。

<事業の概要>

- 訪問介護事業所（登録特定行為事業者として東京都に登録）に所属する介護福祉士等が医師の指示のもとに訪問介護において市民に対してたんの吸引、経管栄養の行為を行った場合、訪問介護事業所に補助金を支給する。
- 補助額は対象者 1 人当たり 6,000 円/月（喀痰吸引、経管栄養の行為毎）
- 補助は令和 8 年 4 月実施分から適用予定。

（担当課 高齢者支援課）